

第 3 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

議事次第

日時：令和 3 年 1 月 18 日（月）14：00～17：00

場所：農林水産省（Web 会議と併用開催）

1. 開会挨拶
2. 次期戦略案について
 - （1）本文案の修正内容
 - I. まえがき、II. 現状と課題、III. 2030 ビジョンと基本方針
 - （2）IV. テーマ別方針の目次
 - （3）参考事例集について（構成イメージ）
3. 連絡事項等
4. 閉会挨拶

<資料>

資料 1 議事次第

資料 2 検討会委員名簿

資料 3 次期戦略本文案の修正内容（Ⅰ～Ⅲ）

資料 4 農林水産省生物多様性戦略本文案（Ⅰ～Ⅲ）

資料 5 IV. テーマ別方針の目次案

資料 6 IV. テーマ別方針の目次案（記載内容案）

資料 7 参考事例集の構成イメージ

参考資料 1 Ⅰ～Ⅲ修正方針（委員説明済み資料抜粋）

参考資料 2 みどりの食料システム戦略（概要）

参考資料 3 農林水産政策の新たな展開方向

参考資料 4 第 2 回検討会の議事概要

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

● 涌井 史郎	東京都市大学特別教授
○ 橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
井村 辰二郎	公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
大津 愛梨	O2Farm 6 次化担当、NPO 法人田舎のヒロインズ理事長
大場 あい	毎日新聞社 科学環境部 記者
岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
河口 真理子	不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）、立教大学 21 世紀社会デザイン研究科 特任教授
菊池 紳	いきもの株式会社 創業者・代表取締役
西野 司	一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
森井 茂夫 （臨時委員）	日本水産株式会社 CSR 部 部長 必要に応じて随時

●座長、○副座長

(敬称略、50 音順)

新農林水産省生物多様性戦略

I まえがき、II 現状と課題、III 2030ビジョンと基本方針 の修正内容

1. 委員からの御意見を踏まえた主な修正内容

※緑文字部分：前回から変更した箇所

II 現状と課題

- タイトルが内容を適切に表現できているかを検討し、分かりにくいものは修正した。
 - (1) 農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性
 - ・ ・ 資料4 文案1
 - (2) 生物多様性の現状 ← 追加
 - ・ ・ 資料4 文案2
 - (3) 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題
 - ・ ・ 資料4 文案3
 - (4) 農林水産業による正の影響と負の影響
 - ・ ・ 資料4 文案4
 - (5) サプライチェーン全体における生物多様性の課題
 - ・ ・ 資料4 文案5
- データの記載が不足しているところを追記した。（食料自給率など）
 - ・ ・ 資料4 文案6

III 2030ビジョンと基本方針

- タイトルをIV.テーマ別方針の目次案と対応させた。理解と行動変容が必要なのはサプライチェーン全体の各主体全て。
 - (3) 生物多様性への理解と行動変容を促進する
 - ・ ・ 資料4 文案7

タイトルに合わせて、消費者だけでなくサプライチェーン全体を含めた記載に変更
- (4) に「担い手の確保と育成」について追記
 - ・ ・ 資料4 文案8

農林水産省生物多様性戦略本文（案）

I. まえがき

経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的に豊かで便利になった。一方で、生物多様性の減少は前例のない速さで進行しており、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は、限界に達しつつある。

また、グローバル化の進展によるヒト、モノの往来が頻繁になる中で、豚熱等の家畜伝染病や侵略的外来種による被害が拡大している。さらには土地利用の変化、農業の拡大と激化、野生生物の取引と消費等による持続不可能な環境の搾取によって、大きな社会問題となった新型コロナウイルス感染症等の動物由来感染症が発生し、驚くほどの速さで世界中に感染拡大した。21 世紀にあたり、人類はこれらの脅威を正しく認識する必要がある。

我が国の農林水産業は、農山漁村人口の著しい高齢化・減少等による農林水産業の担い手不足と、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、このことによって農林水産業の生産基盤が損なわれることが懸念されている。既に一部の地域では、農林水産業や集落の衰退が現実のものとなっている。

また、気候変動は重大な脅威であり、近年の大規模災害の発生、気温の上昇等による生育障害、品質低下等の被害が、我が国の豊かな生物多様性だけでなく、食料生産や農林水産業の現場に深刻な影響を及ぼしている。

従って、自然を上手く活用して被害を最小限にとどめ、迅速な回復を促すとともに、環境、社会、経済に便益をもたらすような、強くてもしなやかな社会を構築することが必要である。このために省力化・効率化に向けたロボット、AI、IoT 等の技術革新や、このような社会が目指すべき方向として、国内外で持続可能な開発目標（SDGs）に対する関心が高まっている。

我が国は亜熱帯から亜寒帯までの広い気候帯に属しており、それぞれの地域で、それぞれの気候風土に適応した多様な農林水産業が発展し、地域ごとに独自の豊かな生物多様性が育まれている。農林水産業は地球と人をつなぎ、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動である。人間による農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生育・生息に重要な役割を果たしてきた。

一方で、農林水産業は、気候の安定、水の浄化、受粉、天敵、土壌形成、光合成や栄養循環などの生物多様性から得られる様々な生態系サービスに支えられてきた。また今日我々が利用する様々な作物は、生物の遺伝的な多様性を利用し改良を重ねて得られたものである。さらには農林水産業と生物多様性の連関が農山漁村の文化や景観に大きく関与し、農山漁村に活力を与え、地域経済の発展や健康的でゆとりある豊かな生活の基盤となっている。

平成 22（2010）年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が我が国で開催され、「名古屋議定書」が採択されるとともに、生物多様性保全に関する 2010 年以降の新たな世界目標となる戦略計画 2011-2020（愛知目標）や農業の生物多様性に関する決定等多くの重要な決定がされた。

また COP10 に先立つカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP5）では、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。さらに我が国の提案により、2011 年から 2020 年を「国連生物多様性の 10 年」とすることが平成 22（2010）年 12 月に国連総会において採択された。

令和 2（2020）年 9 月には、生物多様性条約事務局より地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）が公表されたが、ほとんどの愛知目標について進捗が見られたものの、20 個の個別目標で完全に達成できたものはなく、2050 年ビジョン「自然との共生」の達成のためには、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルのへの拡大、生物多様性損失要因への対応、生産・消費の変革等の様々な分野での行動を連携させていくことが必要と指摘された。

令和 3（2021）年には、COP15 において、持続可能な開発を達成し、気候変動を遅らせ、生物多様性の損失を逆転させるという複数の課題に対処するため、ポスト 2020 生物多様性枠組が決定される予定となっている。

※戦略の決定時には、最後の部分は「生物多様性枠組が決定されたところ。」と修正予定

国内においては、生物多様性基本法（平成 20（2008）年 5 月公布）や地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22（2010）年 12 月公布）等関連する法律の制定・改正が行われるとともに、令和 3（2021）年にはポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた、生物多様性国家戦略の改定が予定されている。

農林水産省は、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、平成 19（2009）年 7 月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。その後、生物多様性に関する関心の高まりや、東日本大震災等からの持続可能な農林水産業の復興を図るため、平成 24（2012）年 2 月に農林水産省生物多様性戦略を改定した。

この度、上述のような国内外の生物多様性を巡る状況を踏まえ、農林水産業における生物多様性の主流化を促進し、ESG 投資の拡大や生態系サービスの可視化を図り、日本の農林水産業の伝統的な知恵、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造等により、農林水産業の生産力向上と持続性が両立する環境創造型産業を目指すこととし、農林水産省生物多様性戦略（以下「本戦略」という。）を改定するものである。

なお、本戦略では、概ね今後 10 年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後 5 年間程度における具体的な施策を示し、今後必要に応じて見直しを行うこととする。

II. 現状と課題

（1）¹農林水産業の基盤となる生物多様性の重要性

毎日食べている米や野菜、魚、肉、生活している家の木材、衣服を始め様々な日用品の素材となる繊維等、私たちは暮らしに必要な不可欠なものを、農地、森林、海などから得ている。また多くの産業は生物多様性を始めとした自然資源に依拠したうえで成立しており、例えば、世界経済フォーラムでは、世界の全 GDP の半分以上は自然がもたらす恩恵の上に成り立っていると試算している。

とりわけ、農林水産業は、自然と対立するのではなく、順応する形で働きかけ、上手に利用し、物質の循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動であり、生物多様性が健全に維持される

ことにより成り立つものである。

農林水産業の基盤となる作物や家畜は、生物多様性に育まれた多様な特徴を持つ種を改良して生み出され、農林水産物の安定的な生産を可能としてきた。また、土壌や水循環など、農林水産業に必要な不可欠である生態系サービスは、多様な生態系やそこに生きる多様な生き物に支えられている。また、生態系サービスの中には、病虫害の天敵や花粉媒介者、有機物の分解者として、農林水産業に対して直接的に利益をもたらす例もある。

さらに、私たちの暮らしを振り返ってみると、春の山菜採りや初夏の新緑、秋の紅葉やきのこ狩り等に季節を感じ、豊かな食生活を送ることができるのも、生物多様性の恩恵を受けている結果であると言える。

また生物多様性の保全・再生は、気候変動対策とも強い関係性を持っている。例えば、パリ協定の目標達成に必要な温室効果ガス排出量の純削減量のうち約 3 分の 1 は、自然を活用した解決策によってもたらされる可能性がある」と指摘されている。また、SDGs には愛知目標の内容が多岐に渡って反映されており、海洋・海洋資源の保全（目標 14）及び持続可能な森林経営（目標 15）のみならず、食料安全保障の実現（目標 2）や安全な水の供給（目標 6）の達成にとっても重要な要素となっている。

（２）² 生物多様性の現状

（世界における生物多様性の現状）

一方、地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）では、世界全体の生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進める圧力も強くなっていると指摘されている。生物多様性の損失要因が劇的に低減されなければ、約 4 分の 1（23.7%）の種、全体では 100 万種が絶滅の危機にさらされることが見込まれ、野生動物の個体数についても、1970 年以降 3 分の 2 以上減少し、2010 年以降も減少し続けている。加えて、60,000 種の樹木が生育し、両生類の 80%、鳥類の 75%、そして哺乳類の 68%の生息地となっている森林については、減少スピードが縮小しているものの、毎年約 1000 万ヘクタールが他の用途へと転換されている。

こうした生物多様性にかかる世界規模の動向は、食料の安定供給や農林水産業にも大きな影響を与えることが想定されている。例えば、ハナバチに代表される花粉媒介者に依存する作物は、世界の作物生産量の 35%を占めており、直接的な影響を受けている作物に限っても、市場価値に換算して年間 2,350 億ドル～5,770 億ドル（2015 年時点の米ドル換算）に及ぶと推計されている。またこれらの作物には、果物、野菜、種子、ナッツ類、油料作物などが含まれており、人が摂取する微量栄養素、ビタミン類、ミネラル類の大部分を供給している。

また、海洋漁業資源のうち過剰に漁獲されている割合は 3 分の 1 に達するとの指摘もあり、気候変動による漁場の変化等とも相まって、漁獲量への影響も懸念されている。

（我が国の生物多様性の現状）

我が国は、南北に長く、森林限界に至る高山帯も存在するなど多様な気候帯に属するとともに、四季の変化や周囲を取り巻く海洋、67%にも及ぶ森林率、水田により湿地の生態系が維持されていることなどにより、その面積に比して、生息する動物や植物の種類が豊富な国土を有している。また、人口増加を背景とした世界的な動向とは異なり、我が国は、超高齢・人口減少社会を迎えていることなどから、

生物多様性に関しても独自の問題点を抱えている。

里山・里海に代表されるように、我が国においては、農林水産業を通じた二次的自然が、多様な生物を育んできた歴史を持つ。しかしながら近年においては、高齢化に伴う担い手不足などにより、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども見られ、これまで人の手により培われてきた多様な生息環境が失われる例もみられる。また、人的な関与が少なくなることと比例して、イノシシやシカなど大型ほ乳類の個体数の増加も見られ、人の暮らしや農作物等に対する鳥獣被害も深刻化している。

また、我が国は比較的温暖・多雨・多湿な気候から病虫害や雑草が発生しやすく、農業分野においては、病虫害の防除や除草などに係る手間が大きいことが、我が国の特徴の一つとして挙げられることも多い。多様な生物の生息環境を守ることに加え、生き物たちと共生しつつ、人の暮らしや生業を成り立たせていくための知恵や技術革新等も必要とされる状況である。

(3) ³ 生物多様性や生態系サービスを育む農山漁村の重要性と課題

我が国の農山漁村は、生物多様性を育むことを通して、食料のみならず、水や繊維、木材などといった生活必需品を供給するとともに、レクリエーションや芸術を生み出す場など、精神的・文化的な豊かさを人々に提供してきた。また森林の適切な整備は、生物多様性の維持・保全とともに、気候変動の緩和や治水機能、水質の浄化など、私たちの日々の安全な暮らしを支えている。

農山漁村は、地域特有の景観や自然環境を形成するとともに、文化面、防災・減災面など、生物多様性がもたらす様々な恩恵－生態系サービス－を育むゆりかごの役割を担ってきた。一方で我が国の農山漁村は、過疎化、担い手の減少などの課題に直面している。農林水産政策研究所の分析によると、農業集落のうち、集落の存続が危惧される存続危惧集落は、平成 27 (2015) 年の 2 千集落から令和 27 (2045) 年には 1 万集落へと 4 倍以上に増加すると予測されており、これら集落の 9 割が中山間地域に所在する集落であるとされている。

農林水産業の持続可能性を確保し、生物多様性の保全・再生やそれに伴う多面的な機能を発揮していくためには、農山漁村の活性化が不可欠であり、そのためには農林水産業の担い手確保に加え、多様な働き方の推進や関係人口の拡大、新技術・サービスの活用など、考える様々な取組を総動員することが必要である。加えて、小規模経営や兼業を含む多様な経営形態を維持することは、生物多様性保全・再生の観点からも重要となる。

また、上述のように、農山漁村が育む水源涵養や土壌流亡防止などの生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害によるリスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらには暮らしに必要な水・エネルギーの提供にくわえ、憩いの場や文化の創出など文化的な価値も有している。持続可能な農林水産業や農山漁村を維持・創出していくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、その重要性について、国民全体の共通認識を醸成していくことが必要である。

(4) ⁴ 農林水産業による正の影響と負の影響

(農林水産業による正の影響)

日本の国土の大きな割合を占める水田は、特有の生態系を維持し多様な生きものの棲み家を提供している。ラムサール条約において、水田は湿地として位置付けられており、国内の水田で見つかった生き

ものは 5,668 種にも上るとの報告がある。

また、畑や草地などにおいては、草刈りや野焼きなど、人の手が入ることによって、希少生物を含む多様な動植物の生息環境が安定的に守られている例もある。

同様に、人工林、薪炭や採草に利用された里山林は、多くの生物の生息域となるとともに、移動のための経路を提供している。さらに、藻場・干潟などでは、岩盤清掃や耕耘などを行うことにより、生息環境が改善されて水産資源の生産性が回復するとともに、生物多様性の再生が進むケースもみられる。

（農林水産業による負の影響）

このように農林水産業は、農山漁村において、様々な動植物が生息するための基盤を提供する役割を持つ一方、その営まれ方次第で、生物多様性に負の影響をもたらすこともある。

具体的には、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、農薬・肥料の過剰使用、里山林等の手入れ不足による害虫・害獣などの誘引、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、養殖による水質悪化・汚濁や抗生物質による耐性菌の発生などである。また、外来の作物や牧草などは人の生活を豊かにする上で重要な役割を果たしてきたが、一方で自然生態系への逸出による影響が懸念されることもあった。このような生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が、生き物の生育・生息環境を劣化させ、わが国の生物多様性に大きな影響を与えてきた。

以上のように農山漁村や農林水産業と生物多様性は密接な関係を保っている。農林水産業によって維持される生物多様性があり、かつ農林水産業は生物多様性によって大きく支えられている。

このため、将来にわたって持続可能な農林水産業を実現し、豊かな生態系サービスを社会に提供していくためには、農林水産業が生態系に与える正の影響を助長していくとともに負の影響を緩和し、環境創造型産業へと変容していくことを通して、環境と経済の好循環を生み出してく視点が重要である。

（5）⁵サプライチェーン全体における生物多様性の課題

海洋プラスチック問題に代表されるように、生産現場に加え、流通、消費の過程で排出されるプラスチックごみは、生き物の生息環境に負の影響をもたらしている。食や農林水産分野においては、農林・水産用資材や包装・容器等において化学樹脂製品が利用されている。とりわけ包装・容器等の消費量が大きくなっており、これらの適切なリデュース、リユース、リサイクル、リニューアブルは直近の課題となっている。

また、⁶我が国は食の多様化や農林水産物の輸入自由化を背景に、サプライチェーンのグローバル化が進展している。食料自給率は供給熱量ベースで 37%（平成 30（2018）年度）、紙・パルプを含めた木材自給率は 37.8%（令和元（2019）年）、飼料自給率は 25%（令和元（2019）年概算）、肥料の要素であるリン、カリウムの原材料は 100%輸入、窒素の原材料は 96%輸入（2019 年 7 月～2020 年 6 月）となっている。このように我が国は、農林水産物や生産資材の大半を海外に依存しており、国内における消費行動が海外の生産地の生物多様性に影響を与えるようになっている。また、過度な食料のロス・廃棄は、農作物の単作や農業の拡大で原野が開拓されることにより生じる負の外部性を増幅させ、哺乳類・鳥類・魚類・両生類を含む生物多様性の喪失に影響することが指摘されている。

COP10 で合意された愛知目標の設定以降、我が国においても、企業を中心に生物多様性への認知度は急速に高まっている。一方で、2020 年を目標年度とした愛知目標の達成状況は、我が国を含め国際社会全体において不十分な状況である。この背景には、非持続的な生産と消費のパターンや世界的な人口増加などがあることが、国際機関から指摘されており、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却することが求められている。

今後、農林水産分野において、生物多様性の主流化をより一層進め、環境と経済の好循環を創出するためには、生産者や消費者、企業等の行動変容が重要となる。その引き鉄の一つと考えられるのが、消費者の選択である。このため、農林水産分野における生物多様性保全の推進には、生産の場に加え、流通や消費など、サプライチェーン全体を視野に入れた取組を進めることが必要である。

また企業等の動きを先導し、加速化するためには、世界的に拡大を続ける ESG 投資や生物多様性を含む自然関連財務情報開示の国際標準化に向けた動きが進展していることを踏まえ、金融機関の役割を認識し連携を進めるとともに、NPO、研究機関などとの連携も推進し、政策面、資金面、人材面、ノウハウ面から生産、加工、流通、消費といったサプライチェーン各所のプレイヤーの行動変容を支援することが求められる。

なお、前述の通り、生物多様性の保全・再生と、気候変動対策を始めとした SDGs とは、強い関係性を持っている。例えば大規模な森林伐採を伴う太陽光パネルの設置など、気候変動の緩和等を目的とする取組は、生物多様性に悪い影響を及ぼし得るケースがある。こうしたことを踏まえ、施策等のトレードオフの解消を目指す一方、シナジー効果を伸ばすといった、生物多様性対策と気候変動対策の連携を図る取組も求められる。

Ⅲ．2030 ビジョンと基本方針

1．2030 ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

2．基本方針

(1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全・再生する

我が国の農山漁村は、農林水産業を通じて様々な生き物を育むことで、地域独自の多様な景観を形成し、食文化や伝統文化といったローカリティを生み出してきた。生物多様性は地域の豊かさの源であり、農林水産業の担い手は生業を通じて、農林水産物を生産するだけでなく、生物多様性を保全・再生し、様々な生態系サービスを産み出す重要な役割を果たしている。一方、少子高齢化による人口減少に伴い担い手が不足し、人の手が入らなくなったことで、農山漁村の生物多様性が損失しつつある。

我が国の農山漁村における豊かな生物多様性を守り、生態系サービスを将来に渡って持続的に利用するため、農山漁村とその担い手の役割を支えるとともに、大規模専業経営だけでなく小規模経営や兼業など多様な経営形態の持つそれぞれの役割を重視しながら、政策のグリーン化や消費者の理解と行動変容の促進等を通じて、環境創造型の農林水産業の実現を促進する。

(2) サプライチェーン全体で取り組む

農林水産業の生産現場だけでなく、加工・流通、消費、廃棄・循環まで、サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる主体が、環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを保全・再生させるために連携して取り組むことを促す。

特に、SDGs や ESG の理念が広がる中、食や農林水産業に関わる地球規模の環境課題への対応には厳しい目が向けられている。生物多様性分野の研究者の間では、生物多様性の損失は臨界点を超えていると認識されており、金融からグリーン化をしていく動きが進んでいる。一方、企業は金融、特に機関投資家からの信頼を得て安定した資金調達を行うために、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の低減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことが、持続的な成長を目指す上で喫緊の課題となっている。今後の農林水産業の発展のためには、こうした課題に積極的に対応し、国産の農林水産物の評価を高めることで輸出の促進にもつながると考えられることから、農林水産省としても、この流れを後押ししていく。

(3) ⁷生物多様性への理解と行動変容を促進する

農林水産業・食品産業の現場のみならず、日々の購買行動を含む暮らし方における選択が、消費される商品やサービスに関わるサプライチェーン全体の環境負荷の増減に影響し、引いては生物多様性と生態系サービスの増減にも密接に結びついている。

特に、食料を始めとする農林水産物や肥料・飼料等の生産資材の大部分を輸入に依存している我が国は、消費者の日々の選択が他国の生産現場を始めとするサプライチェーン上の生物多様性と生態系サービスの増減に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要がある。

このため、サプライチェーンの各主体による環境に配慮した原材料の活用や消費者に向けた啓発等を促し、生物多様性への理解と行動変容を促進する。また、農林水産業の体験や食育等を通じて消費者を含めた国民の理解が深まることで、選択される商品やサービスの需要が変化し、供給側である農林水産業・食品産業の現場の理解の促進と行動変容を促すことも期待する。

(4) 政策をグリーン化する

これからの農林水産業・食品産業は、その経済的な成長・発展が同時に環境や自然資本の管理・増大も実現する環境創造型の産業を目指すべきであり、このような流れを加速するため、農林水産省の政策もグリーン化を進めていく。

特に、直轄事業や補助事業等については、それらを通じて農林水産業・食品産業の現場の環境負荷に大きな影響を及ぼすことから、⁸生物多様性や生態系サービスを保全・再生するための視点を持って産業を担う人材を確保し育成すると共に、ロボット、AI、IoT 等のスマート農林水産業の社会実装を進めること等により生産性の向上と環境負荷の低減を両立し、生物多様性や生態系サービスを保全・再生するための視点を組み込むようにしていく。

(5) 農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

農林水産業は、人と地球の主要なつながりであり、生物多様性や気候変動に関する課題だけでなく、その他の SDGs の複数の課題にも貢献しうる。

世界的な人口増加の中で、食料の安定供給と地球環境の保全を両立させるため、複数課題の同時解決に向けて、シナジーを最大化しトレードオフを最小化しながら、農林水産業・食品産業の領域において環境負荷を低減し、生物多様性と生態系サービスを保全・再生させる必要がある。このため、国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。

（６）実施体制の強化

農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・金融機関・NPO・研究機関等と連携するとともに、各主体が連携する素地をつくり、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

特に、農山漁村の生物多様性を保全・再生する上で、農林水産業者や中小企業、及び、それを支える地域金融機関の影響は大きい。また、生物多様性のさらなる損失を防ぐためには、大企業やそれを支える機関投資家、及び、消費者の暮らし方における選択の影響は大きいことから、各主体の本業や消費者の暮らし方において生物多様性や生態系サービスを意識した行動への変容を促す。

また、農林水産省としても、省内の各種施策と連携して本戦略に基づいた事業実施に取り組むことに加え、農山漁村等の現場における本戦略の実効性を強化するため、地方農政局等の地方組織と現場の各主体との連携を促す。

新農林水産省生物多様性戦略

IV. テーマ別方針の目次案

1. 委員からの御意見を踏まえた主な修正内容

※緑文字部分：前回提示から変更・検討した箇所

IV テーマ別方針 目次案

- 2. の大項目と小項目の用語を統一した
2.農林水産空間の**保全・利用を推進する**
（1）農林水産空間の**保全・利用**を担う人材の確保と育成
- 5. 農林水産分野における地球環境保全への貢献」の記載内容
現戦略の温暖化対策と国際会議への参加に加えて、**みどりの食料システム戦略**、**SDG s** 等を追記。
シナジーとトレードオフについても記載。（業に関わる内容は1. で記載）
- 「**主流化**」や「**行動変容**」は分かりづらいが、次期国家戦略に本戦略を反映させるために、このまま使用したい。

2. IV.テーマ別方針の目次案

現行戦略からの主な変更点

※濃い赤文字：新規テーマ 赤文字：新規 緑文字：配置変更

現行 IV～IX

IV. 地域別の生物多様性保全の取組

次期2

1. 田園地域・里地里山の保全

- (1) 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進
- (2) 生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及
- (3) 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進
- (4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進
- (5) 草地の整備・保全・利用の推進
- (6) 里山林の整備・保全・利用の推進
- (7) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農村振興
- (8) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

次期2.(2)

2. 森林の保全

- (1) 多様な森林づくりの推進
- (2) 森林の適切な保全・管理の推進
- (3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進
- (4) 森林施業における生物多様性への配慮
- (5) 国有林野における生物多様性保全の取組
- (6) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進
- (7) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
- (8) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実
- (9) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展
- (10) 森林資源のモニタリングの推進
- (11) 世界の持続可能な森林経営の推進

次期2.(1)

3. 里海・海洋の保全

- (1) 藻場・干潟等の保全・再生の推進
- (2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
- (3) 漁村環境の保全・利用の推進
- (4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進
- (5) 資源管理の一層の推進
- (6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進
- (7) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

次期2.(2)

V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

次期2.(3)

VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

VIII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進

1. 農林水産業の生物多様性指標の開発及びその活用の促進
2. 農林水産分野における生物多様性の経済的評価

IX. 東日本大震災からの復興と生物多様性

次期2.(4)

次期戦略 IV. テーマ別方針

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

- 1) 農業
- 2) 森林・林業
- 3) 水産業
- 4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策

(2) 流通・消費段階において生物多様性を主流化する

- 1) 生物多様性に配慮した流通と消費、循環の構築
- 2) 生物多様性への理解と行動変容の促進

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

- (1) 農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成
- (2) 農林水産空間の保全・利用の推進
- (3) 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進
- (4) 生態系を活用した防災・減災の推進

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

みどりの食料システム戦略、SDGs、気候変動対策、国際会議)

5. 農林水産分野の生物多様性を評価し活用する

(生物多様性や生態系サービスの評価と活用)

- 1) 農業
① 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進
② 生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及
③ 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進
④ 草地の整備・保全・利用の推進
⑤ 都市農業の推進
- 2) 森林・林業
① 多様な森林づくりの推進
② 森林の適切な保全・管理の推進
③ 森林施業における生物多様性への配慮
④ 国有林野における生物多様性保全の取組
⑤ 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
⑥ 森林環境教育・森林とのふれあいの充実
- 7) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展
- ⑧ 森林資源のモニタリングの推進
- ⑨ 世界の持続可能な森林経営の推進
- 3) 水産業
① 藻場・干潟等の保全・再生の推進
② 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
③ 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進
④ 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進
⑤ 水産資源管理の一層の推進
- 4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策
① 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進
② 野生鳥獣による森林被害対策の推進
③ 野生生物による漁業被害防止対策の推進
④ 外来生物の定着等の防止

3. 検討いただきたい論点

1.構成

タイトルの付け方や順序の確認。

2.各項目に記載すべき内容（参考資料_2 参照）

- ①各項目の内容の整理は問題ないか、ご検討いただきたい。
- ②新しく建てた項目について、書くべき内容に関する助言を頂きたい。

- 1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
- (2) 流通・消費段階において生物多様性を主流化する

（二村委員からのご意見）

○領域としては

- ・理解を促進する
- ・行動・選択の変化につなげる
- ・新しい形を生み出す（産業間の連携なども想定）

○主体としては

- ・つくる責任：主に企業、事業者（農漁業者も含む）
- ・つかう責任：主に消費者
- ・つなぐ役割：小売事業者、教育機関など

○方法論としては

- ・情報の提供や共有
- ・ラウンドテーブル的なコミュニケーション
- ・認証制度
- ・技術開発

（松原委員からのご意見）

金融機関の役割に関する記載について

- ・金融は産業全体に影響を及ぼすため、メインは1.（2）だと思うが、1.（1）のうち4）を除くテーマには金融によるアプローチも重要。
- ・（2）においても1）、2）とも関わる。

このため、

1.（3）金融から生物多様性の主流化を支援すると項目立てるのも手かと思う。

内容としてはTNFDや21世紀金融行動原則等に触れながら、金融機関が各サプライチェーン、流通・消費段階のそれぞれにおいて連携をすすめて、生物多様性の主流化を促進するとまとめることも一案。

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

（1）生産の現場において生物多様性を主流化する

1）農業

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

・ 農薬・肥料等の適正使用等

GAP

農薬使用基準

肥料使用基準

環境保全型農業の推進

有機農業の条件整備

生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取組む農業者に対する直接支払い

・ 生物多様性保全に配慮した基盤整備

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及

・ 農地における生態系回復技術の開発

・ 生物多様性の保全の視点に立った栽培技術の確立・普及の支援

・ 土づくり・施肥の推進

耕畜連携

土壌分析等による合理的な施肥

土壌微生物の活用と関連するR&Dの推進

・ 病虫害等の防除

総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進

天敵等に影響の少ない農薬の利用の推進

・ 生物多様性に資する技術情報や地域での取組事例の収集・提供

③水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

・ 水と生態系のネットワークを形成

保全対象種の生活史等に配慮した基盤整備

生態系保全に資する用水の取得支援

④草地の整備・保全・利用の推進

・ 草地の適切な維持管理

維持管理のための放牧の推進

簡易草地更新技術の推進

草地整備のための活動支援

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

⑤都市農業の推進

2) 森林・林業

①多様な森林づくりの推進

・多様で健全な森林の整備

多様な森林づくりを行う森林整備の推進

地域固有の森林生態系及び生物多様性の保護

天然林における適切な施業による保全

森林の連続性の確保

②森林の適切な保全・管理の推進

・森林の公益的機能の発揮

保安林の指定・運用

治山施設の設置

機能の低下した森林の整備

・森林所有者に対する森林管理の働きかけ

森林所有者への働きかけ

③森林施業における生物多様性への配慮

・林業事業体による生物多様性保全へ配慮した行動

森林計画制度の適切な運用（野生生物保護の指針等）と具体事例の紹介

フォレストや森林施業プランナーの育成

④国有林野における生物多様性保全の取組

・多様な生態系を有する国有林の保全・管理

林相構造の多様性の確保

森林生態系の攪乱の抑制や育成複層林への誘導など適切な森林施業の推進

・絶滅危惧種への対応

体系的な林木遺伝資源保存林や植物群保護林、特定動物生息地保護林等の設定の推進

「保護林」以外における希少野生動物種の保護等

・広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理

「保護林」の積極的な指定と適切な保全管理

「保護林」相互を連結する「緑の回廊」の設定

水辺の森林等の広葉樹林への誘導等

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

⑤国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

・森林に対する国民ニーズへの対応

国民への普及啓発活動の促進

企業やNPO等が森林づくりに参加しやすい環境の整備

国有林野における企業やNPO等が行う森林の整備・保全活動の推進

「地域連携保全活動計画」の作成やそれに関連する人材の育成等の支援

⑥森林環境教育・森林とのふれあいの充実

・森林環境教育、木育、森林とのふれあいの機会の提供

森林体験活動の場の情報提供

木育の実践的な活動等の推進

国有林野における体験活動等を実施するためのフィールド提供

⑦国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

・国内の森林資源の持続可能な有効活用と森林所有者への還元

林業・木材産業の構造改革の推進

国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

⑧森林資源のモニタリングの推進

・森林状況のモニタリング

国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法でモニタリング

⑨世界の持続可能な森林経営の推進

・開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話への積極な参画・貢献

UNFFなどへの貢献

モントリオールプロセスを通じた基準・指標への取組

途上国における森林保全・造成に関する二国間の技術・資金協力

違法伐採対策に関する二国間の国際協力や多国間支援

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

3）水産業

①藻場・干潟等の保全・再生の推進

・藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生

藻場・干潟等における食害生物の駆除

遺伝的多様性と地域固有性を確保した海藻類・二枚貝の移植

漁場の耕うんなど海域環境に応じた手法による維持管理の推進

上記の取組と連携した藻場・干潟等の再生・修復・創造

水質負荷軽減への取組の推進（環境保全型農業の推進、浄化槽等の整備）

漂流・漂着ゴミの増加による漁業活動への悪影響の軽減

赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制

②生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

・生物多様性に配慮した漁港漁場の整備

自然環境に対する影響に配慮し、多様な自然素材を活用した漁港漁場整備

モニタリングによる影響把握に努める漁港漁場整備

③生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進

・海洋等の環境の保全

保護水面の設定等生態系に配慮した漁業管理

混獲の削減

海洋資源の持続的利用についての科学的根拠の提示と国際世論の形成

科学的知見の集積・充実による希少な野生水生生物の保全管理手法の開発

脆弱生態系の保護と持続的な漁業の共存

海洋保護区の設定の適切な推進

日本型海洋保護区の浸透

④生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

・生物多様性に配慮した資源増殖施策の展開

生物多様性に配慮した種苗放流

・漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産

地域における漁場改善計画の策定促進

魚類・貝類・藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の確立

環境への負荷の少ない飼料の開発推進

種の特性と多様性を維持することに配慮したさけ・ます増殖事業

天然魚との共存可能な人口種苗放流技術の高度を図るさけ・ます増殖事業

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

⑤水産資源管理の一層の推進

・適切な資源管理による水産資源の維持・回復

水産資源の動向把握と評価

高度回遊性魚類に関する科学的な保存管理措置の設定やIUU漁業の排除

海洋資源の持続的利用についての科学的根拠の提示と国際世論の形成

科学的知見の集積・充実による希少な野生水生生物の保全管理手法の開発

漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取組む資源管理体制の整備

全ての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加することを促進

水産エコラベルについて漁業者の取組を促進

4）野生生物による農林水産業への被害と防止対策

①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進

・鳥獣被害を防止する総合的な対策を実施

特措法に基づく被害防止体制の構築と地域の取組の支援

捕獲の担い手の育成・確保

捕獲鳥獣の食肉としての適正な利活用促進

②野生鳥獣による森林被害対策の推進

・鳥獣被害による森林被害に対する効果的な対策

捕獲や被害防護などの森林被害対策

広葉樹林や広葉樹の導入などによる野生鳥獣との共生への配慮

機能の低下した森林の整備

シカの個体数管理等の推進と森林の再生・復元の推進

③野生生物による漁業被害防止対策の推進

・大型クラゲ対策

発生メカニズムの調査、効果的な駆除等の適切な対策

・カワウ対策

駆除活動や繁殖抑制等の個体管理

・トド対策

科学的知見を踏まえた被害防止対策

・その他

鯨類等の大型生物による有用水産資源の補色の実態把握と影響緩和の取組の推進

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

④外来生物の定着等の防止

・地域固有の生態系の維持・再生

外来生物に対する駆除や拡散防止対策

新たな外来生物の侵入防止対策

・侵略的外来種等への対策による内水面における生物多様性の保全

外来生物の生息状況等に応じた効果的な駆除手法の開発および駆除活動

漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによる水産動植物の生育・生息環境の改善

アユ冷水病等に対する疾病対策の推進

遺伝的多様性を維持する増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等

（２）流通・消費段階において生物多様性を主流化する

1）生物多様性に配慮した流通と消費、循環の構築

・生物多様性に配慮した事業活動や消費の促進

つくる責任 企業の行動変容を促進

海洋プラ、グリーン調達・認証

つかう責任 生活者の行動変容の促進

食品ロス削減、省庁間連携

・生物多様性に配慮した循環社会の構築

土づくり、バイオマス利用等を含めた資源循環

2）生物多様性への理解と行動変容の促進

・農林水産業や生物多様性の認識を深める活動の促進

農林水産業体験、食育、木育等

事例の発信

あふの環プロジェクト（政府と企業等との情報交換プラットフォーム）

2. 農林水産空間の保全・利用を推進する

（１）農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成

・過疎化、高齢化等による集落機能の低下への対応とレジリエントな食料供給体系の充実を図る

中山間地域等への支援

地域ぐるみの共同活動への支援

グラウンドワーク等協働型の取組の支援

集落ぐるみの取組の支援

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

・農山漁村地域の活力の維持

- 新規就業者の確保
- 都市と農山漁村の交流や定住の促進
- 半農半X、ワーケーション等、多様なかわり方の促進
- スマート化による労働負担の軽減等
- 多様な生産形態・経営形態の維持

（２）農林水産空間の保全・利用の推進

・多様な主体による活用を推進

- 地域と企業、NPO等との連携による農林水産空間の利用と保全
- 耕作放棄地の解消
- 里山林の多面的・継続的な利用の促進

・景観形成や文化継承

・世界農業遺産・日本農業遺産の推進

（３）漁村環境の保全・利用の推進

・多面的な機能を有する漁村環境の保全・利用

- 豊かな生物多様性等を活用した漁村づくり
- 都市と農村の交流・定住の促進による国民の理解・関心の醸成と漁村の活性化
- 良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承の推進

（４）森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

・生態系全体を通じた生物多様性保全

- 田園地域や里地里山の環境整備
- 農業生産者や漁業者等による植林活動など、森・川・海の生物多様性保全の取組の推進

・湿地等の希少な生育・生息環境を守る

（５）生態系を活用した防災・減災の推進

- 東日本大震災をはじめとした大規模災害からの復興と生物多様性の関係
- グリーンインフラとしての農山漁村整備の推進

次期戦略 IV. テーマ別方針の目次案（各項目の記載内容）

太字：方針レベルの項目（前回提示項目）

細字・無地：施策レベルの項目（今後施策一覧に移す項目）

青ハイライト：委員に確認頂きたい箇所（取組レベルの項目）

ゴールドハイライト：委員に新規項目で特に検討頂きたい箇所

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

（1）農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

・有用な遺伝資源の収集・保存と持続可能な利用の促進

遺伝資源の収集・保存

遺伝資源の特性評価の強化

超低温保存技術による保存の効率化

研究支援の強化

画期的新品種の育成や新産業の創出

適正な森林の整備・保全のための材木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発

在来品種の保存や積極的な活用

有用な遺伝資源の利用についての研究および技術開発等への利用推進

（2）遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

・遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

カルタヘナ法に基づいた栽培、流通、検査の仕組みの導入

遺伝子組換えに関する科学的知見の集積

遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発

遺伝子組換えに関する情報の国民への提供

「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の早期締結

カルタヘナ議定書戦略計画等の適切な推進

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

（みどりの食料システム戦略、SDGs、気候変動対策、国際会議）

5. 農林水産分野の生物多様性を評価し活用する

（農林水産分野における生物多様性や生態系サービスの評価と活用）

新農林水産省生物多様性戦略

参考事例集の構成イメージ

1. 参考事例集のイメージ

- 次期戦略の骨格にあわせ、**先行的な取組**を収集。
- 生産者を始めとしたサプライチェーン各段階の方々向けに、農林水産分野での生物多様性の重要性とともに、具体的な参考事例を提供。

次期戦略 I. ～IV.

I. まえがき

II. 現状と課題

III. 2030ビジョンと基本方針

IV. テーマ別方針

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

- (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する
- (2) 流通・消費段階において生物多様性を主流化する

2. 農林水産空間における生態系サービスを維持・強化する

- (1) 農林水産空間の保全と利用を担う人材の確保と育成
- (2) 農林水産空間の保全・利用の推進
- (3) 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進
- (4) 生態系を活用した防災・減災の推進

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

- (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
- (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保

4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

(みどりの食料システム戦略、SDGs、気候変動対策、国際会議)

5. 農林水産業と農山漁村の生物多様性を評価し活用する

(生物多様性や生態系サービスの評価と活用)

I. ～ III. から作成

主に、「1. サプライチェーン」、「2. 農林水産空間」に関連する先行事例を収集。

参考事例集 農林水産分野における生物多様性 私たちに、今できること。(仮)

I. 農林水産分野において生物多様性に取組むことの重要性

- ・生物多様性に係る世界的な動向
- ・農山漁村と生物多様性の重要性
- ・サプライチェーン全体で取り組む

※P2程度

II. 私たちに、今できること。

- ①生産の現場での取組み
農業 林業 水産業
- ②加工・流通の現場での取組み
- ③消費者・生活者としての取組み
- ④様々な主体が連携した取組み

※P8程度

※本年度末段階で戦略自体は確定しないため、**参考事例集**として位置づけ

新農林水産省生物多様性戦略

第3回検討会に向けた委員説明資料（抜粋）

I まえがき、II 現状と課題、III 2030ビジョンと基本方針 修正方針

委員からの御意見を踏まえた修正方針 1/4

全体について

「生物多様性保全・再生を担う生産現場や事業者等を元気づける」ための戦略

- ・世界の生物多様性の危機については、現状及び予測を把握して記載するとともに、各主体がすべきことを前向きなトーンで記載し、リスクマネジメント型の構成にはしない。
- ・個別課題の詳細な内容は「Ⅳ テーマ別方針」と「Ⅴ 関連施策一覧」に記載することとし、Ⅰ～Ⅲに個別課題に関する全ての事項を網羅することにこだわらずシンプルにしたい。
(分かりやすさの追求、全体の分量の削減、重複感の解消)
- ・農林水産業を支える農山漁村や農林水産空間の役割から順に記載する。
- ・事例やデータを活用して理解しやすさを追求することとする。ただし、Ⅰ～Ⅲについてはあくまで前段であるため、具体例はⅣ以降に記載することとしたい。
- ・2030ビジョンを達成するために、農林水産業・食品産業に関わる各主体及び消費者に期待される役割を整理して分かりやすく記載する。(記載方法は検討中)
- ・世界と日本では生物多様性の状態や課題が異なるため、区別して書き分ける。
- ・金融機関の役割をより強調する。(機関投資家によるESG投資と地域金融の両者に期待)
- ・消費者も主要なプレイヤーであり、行動変容が必要であることを明記する。

委員からの御意見を踏まえた修正方針 2/4

I まえがきについて

「I まえがき」には、今回の戦略改定の背景となる主要な情報を記載する。

- ・ 個別課題の詳細な内容は「IV テーマ別方針」と「V 関連施策一覧」に記載することとし、「I まえがき」に個別課題の全ての項目を網羅することにこだわらない。
(分かりやすさの追求、全体の分量の削減、重複感の解消)

- ・ 「生物多様性の動向」、「生物多様性を取り巻く背景」、「生物多様性における農林水産業の役割」、「戦略の位置づけ」の順で記載（順番の入れ替え）。
- ・ 世界的な生物多様性の危機を記載（気候変動による影響にもふれる）。
- ・ （世界の状況とは異なる）日本の豊かな生物多様性を区別して記載。
- ・ 農林水産業が生物多様性を基盤にしていることを記載。

委員からの御意見を踏まえた修正方針 3/4

※緑文字部分：前回から変更した箇所

Ⅱ 現状と課題について

- ・「基本方針」と「現状と課題」の対応を確認し、必要な箇所に記載を追記。
- ・林業、漁業について、記載の強化が必要な箇所に追記。

（１）生物多様性の重要性

- ・生物多様性の重要性と世界の生物多様性の危機を記載。
- ・世界と日本では生物多様性の現状と課題が異なるため、区別して記載。
- ・事例やデータを活用して説得力を上げるとともに分かりやすくする。
- ・生物多様性と気候変動の関係を記載。

（２）農山漁村や生態系サービスの重要性と課題 ←（３）と順番を入れ替え

- ・一次的な生態系サービスと、農林水産業が介在することで維持される多面的な生態系サービスを書き分ける。
- ・持続可能な農林水産業のためには、生物多様性の保全・再生を担う農山漁村の活性化が不可欠であることを記載。
- ・大規模企業経営だけでなく、小規模経営や兼業を含む多様な経営形態を維持することが、生物多様性の保全・再生に重要であることを記載。

（３）生物多様性への農林水産業による正の影響と負の影響 ←（２）と順番を入れ替え

- ・事例やデータを活用して説得力を上げるとともに分かりやすくする。
- ・「不適切な」という表現は、できるだけ具体的な表現に改善。（ただし、詳細は「Ⅳ テーマ別方針」に記載。）
- ・食品ロスは、農林水産業というより商習慣、生活習慣による負の影響であるため、記載場所を改善する。

（４）農山漁村と農林水産業における生物多様性の課題

- ・サプライチェーン全体で取り組む必要性を記載。
- ・金融の役割の重要性と連携の必要性を記載。

Ⅲ 2030ビジョンと基本方針について

「農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会」

- ・ 2030ビジョンと基本方針の構成はそのままとする。

（2030ビジョンは、主として日本の生産現場や事業者等に向けたメッセージであり、短く、イメージがしやすく、自分達の生業のあるべき姿を記載しているため。）

（１）農山漁村における生物多様性と生態系サービスを**保全・再生**する

- ・ 戦略の主な対象範囲は日本の農山漁村と農林水産業なので、日本の農山漁村のことを記載する。
世界の生物多様性に関する内容は（２）以降に記載。
- ・ 小規模経営や兼業をはじめとした多様な生産形態にそれぞれ役割があることを追記。

（２）サプライチェーン全体で取り組む

- ・ 農林水産業のみならず食品産業等のサプライチェーンが国内外の生物多様性に与える影響と役割を記載。
- ・ 生物多様性保全・再生に取り組む上での経済的な必要性和メリットを記載。
- ・ 金融機関がビジネスにおける生物多様性保全・再生に果たす役割を追記。

（３）消費者の理解と**行動変容**を促進する

- ・ 理解だけでなく行動変容が必要なことを追記。また手段として食育を追記。

（４）政策をグリーン化する

- ・ スマート農業などの技術革新について追記。

（５）農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

- ・ 国・地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを記載。

（６）実施体制の強化

- ・ 金融機関（特に地域金融機関）と中小企業の役割を追記。消費者の役割も追記。

令和 2 年 12 月 21 日
農 林 水 産 省

みどりの食料システム戦略本部の設置について

1 趣旨

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要がある。

このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化や ESG 投資市場の拡大に加え、EU の「ファーム to フォーク戦略」など諸外国が環境や健康に関する戦略を策定し、国際ルールに反映させる動きが見られる。今後、このような SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国として持続可能な食料供給システムを構築し、国内外を主導していくことが急務となっている。

このため、生産から消費までサプライチェーンの各段階において、新たな技術体系の確立と更なるイノベーションの創造により、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」について策定・推進するため、「みどりの食料システム戦略本部」を設置する。

2 本部の構成

- (1) 本部の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 本部の庶務は、大臣官房政策課環境政策室、技術政策室及び農林水産技術会議事務局研究調整課が担当する。

(別紙)

みどりの食料システム戦略本部 構成員

本部長	農林水産大臣
本部長代理	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副本部長	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本部長補佐	事務次官
本部員	農林水産審議官 官房長 大臣官房総括審議官 大臣官房総括審議官（国際） 大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 検査・監察部長 統計部長 消費・安全局長 食料産業局長 生産局長 経営局長 農村振興局長 政策統括官 林野庁長官 水産庁長官 関東農政局長 報道官 秘書課長 文書課長 予算課長 政策課長 広報評価課長 地方課長

みどりの食料システム戦略 策定に当たっての考え方（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和2年12月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、生産から消費までの各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

（令和3年3月に中間取りまとめ、5月までに戦略を策定）

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発による化学農薬使用量（リスク換算）の削減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の削減
- 有機農業の面積の拡大
- 食品製造業の労働生産性の向上
- 持続可能性に配慮した輸入原材料調達を実現

戦略的な取組方向

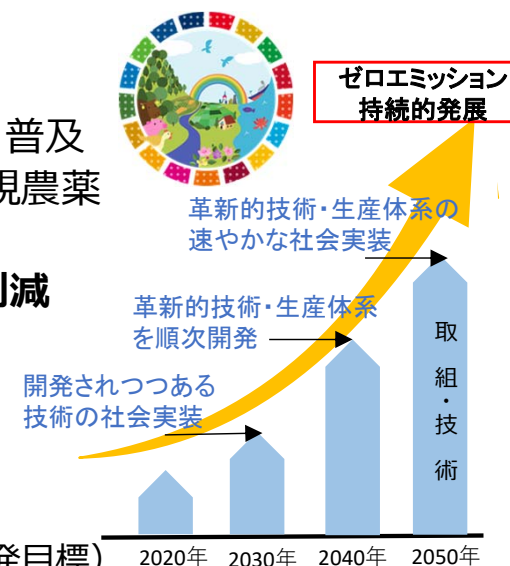
2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした、多様な人々に関わる持続的な循環社会

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略 策定に当たっての考え方（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

生産

2.イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電動化・資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合的病害虫管理、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進 等

加工・流通

3.ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切り替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用による加工・流通の合理化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列 等

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

サプライチェーン全体を
貫く基盤の確立と連携

- ・スマートフードチェーンの構築
- ・人材育成
- ・未来技術への投資拡大
- ・農山漁村発イノベーションの推進

調達

1.資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大 等

消費

4.環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大と流通の適正化

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進 等

みどりの食料システム戦略 策定に当たっての考え方（骨子）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

農林水産省

1 はじめに

2 本戦略の背景

- **我が国の食料・農林水産業が直面する持続可能性の課題**
 - ① 生産者の減少・高齢化等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退
 - ② 温暖化やこれに伴う大規模災害の増加、病害虫のまん延等の営農環境の変化
 - ③ コロナを契機としたサプライチェーンの混乱や生産・消費の変化
- **今後重要性が増す地球環境問題とSDGsへの対応**
 - ① 「プラネタリー・バウンダリー」にみられるように、地球環境が不可逆的に変化し、温暖化・生物多様性に大きな影響をもたらすと言われる中、持続可能な食料システムの構築は世界の重要課題
 - ② 国際環境交渉や諸外国の農薬規制の拡がりに的確に対応する必要
 - ③ 我が国の環境負荷軽減による**食料の安定供給、国産品の評価向上、地域資源の活用・地域社会の活性化を通じたSDGsモデル達成への貢献**
 - ④ 政府として、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、**2050年までにカーボンニュートラルを実現**
- **持続的な食料システムの構築の必要性**
 - ① 省力化・省人化による労働生産性の向上、生産者のすそ野の拡大、地域資源の最大活用、農薬・肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた**環境負荷の軽減**
 - ② 生産、加工・流通、消費に至る食料システムを構成する関係者による**現状把握と課題解決に向けた行動が重要**であり、これに向けた意欲的な取組を引き出すだけでなく、**官民を挙げたイノベーションを強力に推進し**、将来に向けて課題解決を図る。これらについて、求められる目標や水準の達成に向けて、ステップアップを志向する**すべての農林水産・食品事業者を対象として実施**

3 本戦略が目指す姿と取組方向

- **本戦略の策定とこれに基づく取組**
 - ・2040年(P)までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
 - ・2050年(P)までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)
- **政策手法のグリーン化**
 - ・農林水産支援施策の脱炭素化
 - ・補助金の拡充とクロスコンプライアンス
 - ・環境保全に取り組む企業等の情報開示や、ESG投資の引き込み
- **本戦略により期待される効果**

持続可能な食料システムの構築、輸出拡大、雇用の増大、地域所得の向上、国民の豊かな食生活の実現、カーボンニュートラルへの貢献、化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減
- **本戦略が目指すKPI**

本戦略により、サプライチェーン全体における各般の取組とイノベーションの社会実装が実現した姿としてKPIを提示

4 具体的な取組（詳細は次頁）

- 資材・エネルギー調達における**脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進**
- イノベーション等による**持続的生産体制の構築**
- ムリ・ムダのない**持続可能な加工・流通システムの確立**
- 環境にやさしい**持続可能な消費の拡大や食育の推進**
- 食料システムを支える**持続可能な農山漁村の創造**
- **サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携**

5 工程表等

- 各目標の達成に向けた**技術の取組**
- 個々の技術の研究開発・実用化・社会実装に向けた**工程表**

4 具体的な取組（詳細）

（１）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- ① 持続可能な資材やエネルギーの調達
- ② 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- ③ 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

（２）イノベーション等による持続的生産体制の構築

- ① 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- ② 機械の電動化・資材のグリーン化
- ③ 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- ④ 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- ⑤ 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- ⑥ 「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に沿った水産資源の適切な管理

（３）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- ① 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- ② データ・ＡＩの活用による加工・流通の合理化
- ③ 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- ④ 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

（４）環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- ① 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- ② 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- ③ 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- ④ 建築物の木造化、暮らしの木質化の推進
- ⑤ 持続可能な水産物の消費拡大と流通の適正化

（５）食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造

- ① 基盤整備の推進
- ② 農山漁村発イノベーションの推進
- ③ 多様な機能を有する都市農業の推進
- ④ 多様な農地利用の推進
- ⑤ 食料生産・生活基盤を支える森林の整備・保全
- ⑥ 藻場・干潟の保全・創造と水産業・漁村の多面的機能の発揮

（６）サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携

- ① スマートフードチェーンの構築
- ② 人材育成
- ③ 未来技術への投資拡大
- ④ グローバルな研究体制の検討
- ⑤ 知的財産の保護と活用
- ⑥ 品種開発力の強化

農林水産政策の新たな展開方向

令和2年12月15日



「農林水産業・地域の活力創造プラン」の主な改訂事項

プランの構成

1. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 更なる農業の競争力強化のための改革
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
8. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開
9. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
11. 東日本大震災からの復旧・復興
12. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化(新規追加)

第1章を輸出促進の章として独立

今回の主な改訂事項

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

※ 新たに策定

- 2030年輸出額5兆円目標の達成に向け、以下を内容とする新たな戦略を決定
 - ①品目別の具体的目標を設定
 - ②マーケットインの発想でチャレンジする者を後押し
 - ③政府一体として輸出の障害を克服するための対応を強化

「みどりの食料システム戦略」の策定・実践

- 2050年カーボンニュートラルの実現や国際的なルールメイキングへの積極的関与も含めた「みどりの食料システム戦略」（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現）を令和3年5月までに策定

人口減少等に対応した関連施策の見直し

- 本格化する人口減少を踏まえ、ポストコロナに向け、
 - ① 各地域において農業経営を行う人の確保、農地の適切な利用の促進に向けた関連施策
 - ② 農山漁村での所得と雇用機会の確保、多様な農地利用等のための施策について検討し、令和3年6月までに取りまとめ

その他の政策改革

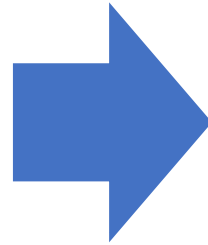
- ポストコロナ時代における食料安全保障の強化
- 先端技術などを活用するスマート農林水産業を支える新たなサービス事業者等を支援する枠組みの構築
- 農山漁村発イノベーションの推進のための環境整備
- 農林水産業・食品産業のDXの推進（令和4年度までに農水省所管行政手続100%オンライン化等）

グリーン化・新たな人の流れ・規制改革・デジタル化にも対応

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の概要

戦略の趣旨

- ・ 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成には、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



- マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するため、
 - ・ 速やかに実行するもの
 - ・ 令和3年夏までに方向を決定し、実行するものを実行戦略として取りまとめ

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定

- ①輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化と海外における国の支援体制の整備

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

- ①リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押し
- ②専門的・継続的に輸出に取り組む「輸出産地」を具体化、輸出産地形成を重点的に支援
- ③大ロット・高品質・効率的な輸物流の構築のため、港湾等の利活用、輸物流拠点の整備等

3. 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- ①輸出本部の下、政府一体となった規制の緩和・撤廃の取組
- ②輸出先国の規制やニーズに対応したHACCP施設等の整備目標の設定、目標達成に向けた認定迅速化
- ③日本の強みを守るための知的財産の流出防止対策の強化等

4. 国の組織体制の強化

農林水産省に「輸出・国際局」（仮称）を設置し、政府全体の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部の運用等を通じて、同局を中心として、輸出関連施策を政府一体となって実施する。

農山漁村発イノベーションの推進

- 農山漁村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が不可欠。
- 農山漁村を舞台とした「**農山漁村発イノベーション**」（活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）により新たなビジネス展開を促進。
- 農山漁村発イノベーションに取り組む人材確保のため、**事業創出に取り組む者の育成**や**関係人口の創出・拡大**を推進。

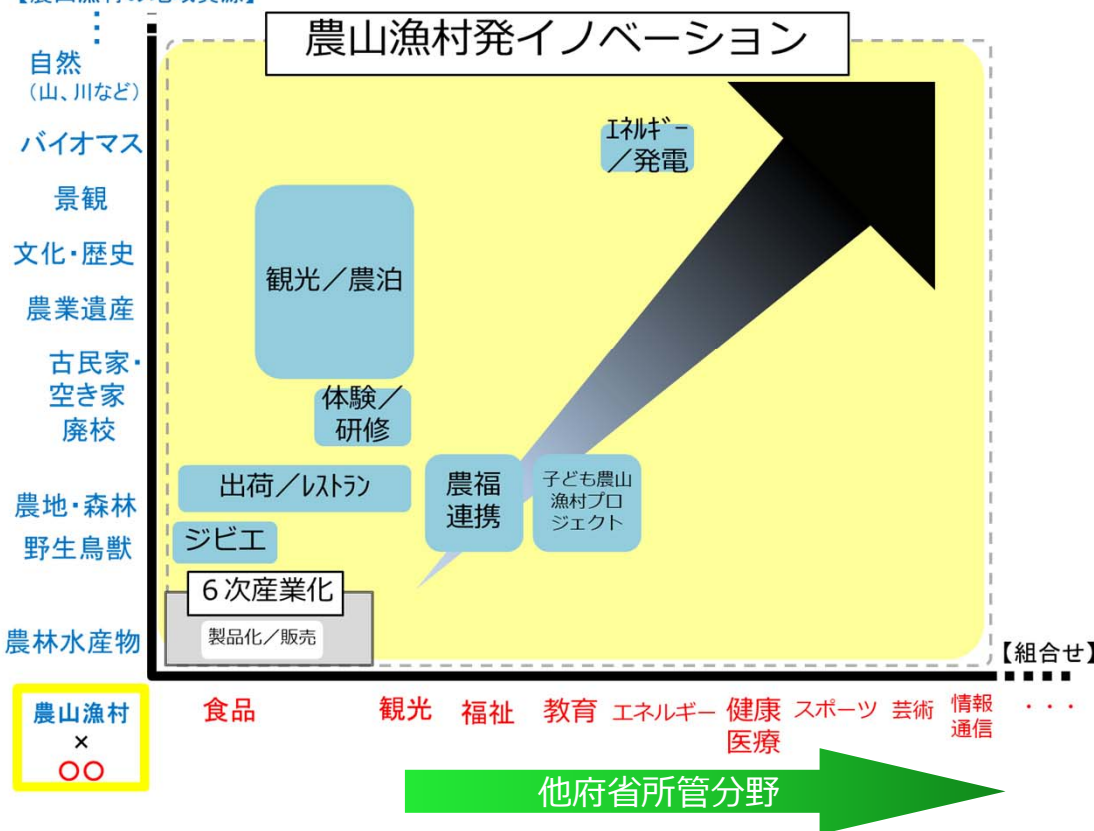
【課題】

- **対象地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

【対応】

- 農山漁村の**あらゆる地域資源**を**フル活用**した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

【農山漁村の地域資源】



＜支援の方向性＞

【事業創出に取り組む者を育成】

資金：投資の促進

- 農山漁村発イノベーションに取り組む**事業体に対する投資を促進するための法制度を整備**

情報：農山漁村発イノベーションプラットフォーム

- **ディスカバー農山漁村の宝**選定地区のビジネスや地域づくりの知恵の共有
- **起業家間の情報交換**によるビジネスプランの磨き上げ

環境：情報通信環境の整備

- 農山漁村発イノベーションによるビジネス展開等に不可欠な、デジタル環境を整備

【農山漁村関係人口の創出・拡大】

- 特定地域づくり事業協同組合等も活用し、**都会の若者等を呼び込み**

関係府省との連携（総務省、国交省等）

農山漁村発イノベーションの推進により、農山漁村に所得と雇用機会を確保！

農山漁村発イノベーションの事例

コウノトリと共生する地域づくり（兵庫県豊岡市） 【農山漁村 × 生物多様性】

コウノトリの野生復帰に向けた取組を、農業や観光業等と結びつけて実施

【主な取組】

- 農薬に頼らず、生き物を育む農法を実施し農産物をブランド化。
- コウノトリも含め豊岡市に関心を持ってもらうため、地域貢献型のコウノトリ・ツーリズムを実施。



【実績】

- 「コウノトリ育むお米」の売上高は試験放鳥から10年間で2,200万円から3億5,000万円に増加。
- 市立コウノトリ文化館の来場者数は放鳥前の約12万人から約30万人に増加。



伝統的な農作物を障害者の手で生産（京都府京田辺市） 【農山漁村 × 福祉】

宇治茶の手摘みやエビイモの手堀りなど、障害者の手作業により、高品質な京都の伝統的農作物を生産。

【主な取組】

- 収穫した農産物を加工し、濃茶大福などの加工品を製造。
- コミュニティカフェを併設し、自社で生産した農作物を材料としたランチを提供。



【実績】

- 京都府により農福連携の推進拠点として指定。
- ノウフクJASの第1号認証を取得。
- コミュニティカフェは最大80人/日を超える来客となり、地域の交流の場に。



遊休施設の利用拡大による地域活性化（宮城県蔵王町） 【農山漁村 × 観光】

新たな宿泊観光のニーズを取り込むため、遊休化した別荘を民泊等に活用。

【主な取組】

- 地域内の空き別荘15棟を民泊等に利活用。
- ワークेशनが可能な施設を整備。



【実績】

- H29から民泊等を15棟で開始し、年間利用者数8,500人泊（R元年度）を達成。
- コロナ禍でもワークेशनとして、今年4～8月に6組340人泊を受入れ。



料理を彩る葉っぱビジネス（徳島県上勝町） 【農山漁村 × 飲食業】

ITシステムを活用して料理を彩る葉っぱを出荷。女性や高齢者が活躍。

【主な取組】

- 日本料理を彩るつまものを栽培・出荷・販売。
- IT技術の活用により、最新の発注情報を確認しながらの作業を可能に。



【実績】

- つまものの販売による年商は2億6000万円。
- 寝たきりの高齢者が減少。
- 町が有名になり観光客が増加。映画も作成。



先端技術を活用した新たなサービスを多角的に支援する枠組みの構築

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。

農林漁業を支える新たな技術・サービス

inaho(株)



自動収穫ロボットを無償レンタルし、収穫量に応じた利用料が発生するサービス事業を展開

コネクテッドロボティクス(株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能な調理ロボットサービスを提供

(株)オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

ウミトン(株)



養殖現場で生簀の遠隔エサやりを可能とするスマート給餌機を提供

課題と対応方向

- 基礎研究の成果を事業化に結びつけるための切れ目ない支援が必要。



- 特に、スタートアップは自己資本が弱く、対外的信用力が弱いことから、資金の調達方法や調達先が限定的。



- また、事業拡大時に、農林漁業を技術等で支える事業者は、制度資金の受けられない等の場合もあることから、新たな融資制度が必要。



- 農業者と異なり、農業機械のシェアリング等を行う事業者に対しては、立ち上げ時に必要な取組を支援する補助メニューがない。



人口減少等に対応した人・農地など関連施策の見直し

我が国において**少子高齢化・人口減少の本格化**が不可避

特に、高齢化が著しく進んでいる**地方の農業現場に深刻な影響**を及ぼす懸念

今後、輸出促進等を通じて農業が**成長産業**として発展していくためには、**農業生産基盤を強化**する必要

2021年6月までに次の観点から人・農地など関連する施策の在り方について検討し、その結果を取りまとめる。

① 各地域において農業経営を行う**人の確保と農地の適切な利用**を促進する

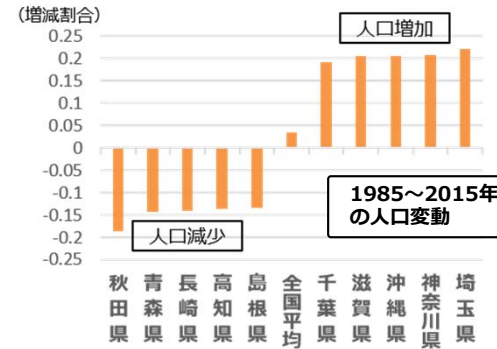
〔人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達 等〕

② ①を**支え又は補完する仕組み**を整える

〔労働力調整、働き方改革、技術導入、サービス事業体、農作業受委託 等〕

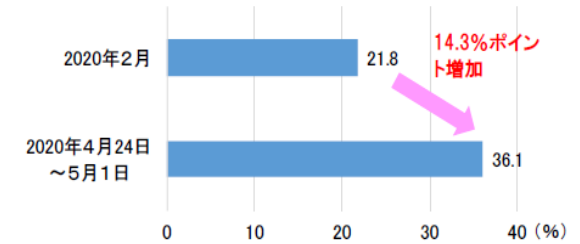
③ 農山漁村での**所得と雇用機会の確保**、多様な農地利用等を促進する

地方では人口が減少し、今後本格化していくことが不可避

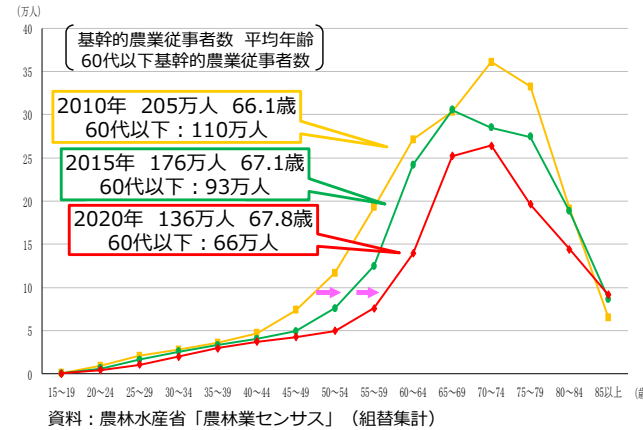


地方移住への関心の高まり

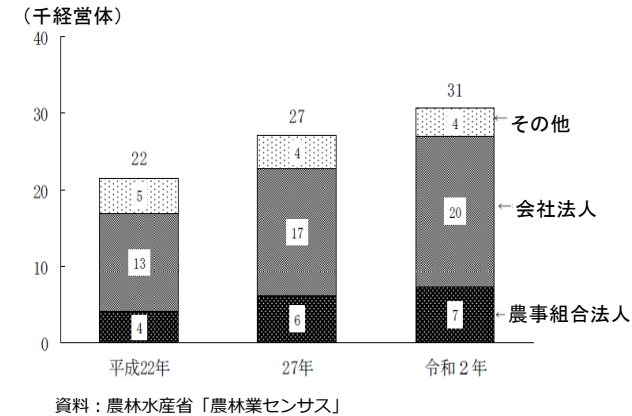
20代のU・Iターンや地方での転職希望
～2月と比べて地方での転職希望者が増加～



基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



法人化している農業経営体数の増加



スマート農業の進展とサービス事業体の増加

サービス事業体による農作業受託(ピンポイント農薬散布)や
農機シェアリング



労働力調整
(他産地連携)



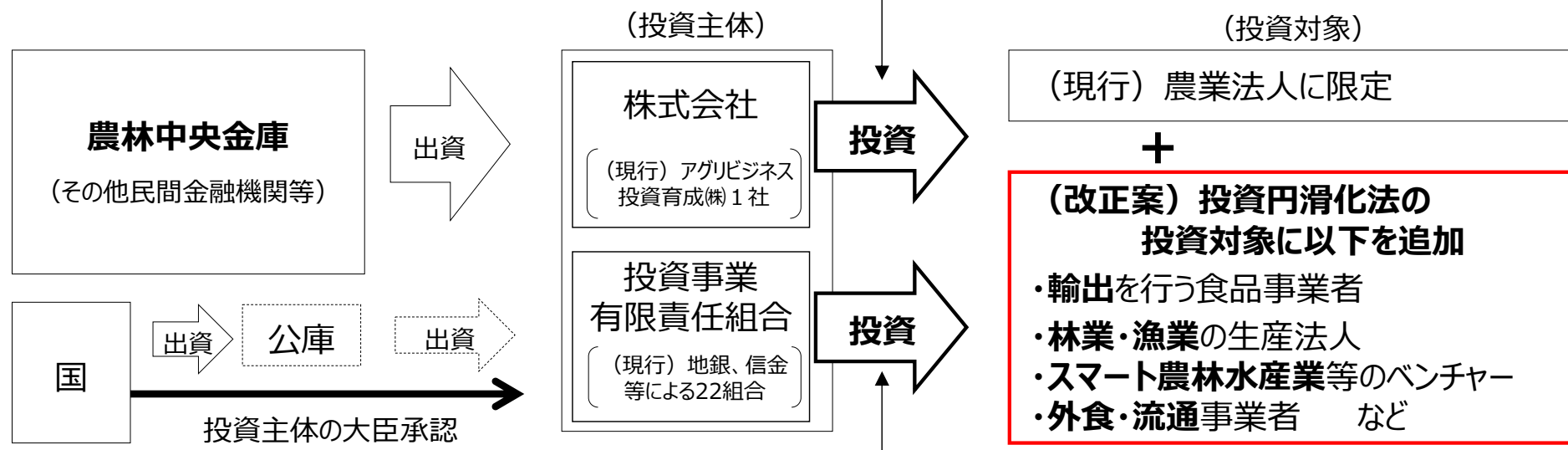
- 農林水産物・食品の輸出拡大には、マーケットインの発想で海外のニーズに対応する生産を確立するため、試行錯誤が必要。また、生産・加工・流通段階での設備投資が必要。
- スマート農業等の次世代の農業発展を担うベンチャービジネスが世界的に発生
- コロナの影響で資金調達が困難となる一方、生活様式の変化に対応した新たな資金需要も発生

- リスクを取って新たな取組にチャレンジする事業者であり、十分な資本装備が必要
- 農林水産業については、投資の回収までの期間が長く、通常の民間ファンドの対象になりにくい
- 政府主導で設立したA-FIVEについては、事業の見通しの甘さがあり運営にも問題

農林中央金庫をはじめとする民間主体による、リスクマネーの供給体制の整備が必要

改正後の仕組み（イメージ）

農林中央金庫の子会社が投資を行う場合の議決権保有の比率・期間の柔軟化 ※1



投資事業有限責任組合が行う投資に関する特例措置 ※2

※1 農林中金（その子会社を含む）が一般の事業会社に出資する場合、議決権の保有比率を原則10%までとする制限がある。また、一定の場合には、10%超の議決権を取得することは例外として認められているが、保有期間に上限（10年等）がある。なお、現状のアグリ社は農林中央金庫の子会社とはなっていない。

※2 投資事業有限責任組合が行う海外投資については、外国法人に対する投資額は全体の50%未満までとする制限がある。

- 昨年6月の規制改革実施計画において、**畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法**について検討するとされたことを受け、本年2月に「新たな畜舎建築基準等の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、**5月に中間取りまとめを実施**。
- さらに、本年7月の規制改革実施計画においては、「**中間取りまとめ**」の内容を実現するため、**所要の法律案を整備（令和3年上期）**することとされたところ。

中間取りまとめの概要

- 新制度は国際競争力強化に向けて畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で**建築基準法の特例として措置**。
- 新築・増改築の際に、**畜産農家が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来の基準」を選択可能**。

○ 新制度による基準等

- (対象) **市街化区域と用途地域等を除いた地域**に建築士の設計に基づき建築される**平屋の畜舎及びその関連施設（たい肥舎及び搾乳施設）**
- (手続) ・畜産農家が作成した畜舎の利用に関する計画及び設計に関する計画について、内容がソフト基準及びハード基準を満たしているか、行政が確認
・**ハード基準の確認手続について、一定の基準を満たすものは除外**するなど手続等の簡素化
(確認が不要となる面積(建築基準法では木造500㎡、その他200㎡)の大幅な引上げ)
- (基準) 畜産農家が下記の**【A基準】又は【B基準】のどちらかを選択できる仕組み**

		【A 基準】	【B 基準】
ソフト基準 (利用上の基準)	畜産振興の観点	・ 作業効率化に関する計画 ・ 作業人員の減少の見込み 等	同左
	安全面の観点	B基準より簡易な基準 ・ 滞在密度の規制 ・ 避難経路の確保 等	A基準より高度な基準 ・ 作業効率化による畜舎内滞在時間の削減等を十分加味した滞在密度の規制 ・ 避難手順の明確化等の確実な避難経路の確保 ・ 避難に時間がかかる場合の避難スペースの確保 等
ハード基準 (構造上の基準)		建築基準法に準じたハード基準（※1、2） ※1：当初は現行と同程度のもの （震度6強から7に達する程度の地震では倒壊しない基準を想定） ※2：今後、技術的な検討（実物実験等）を踏まえた上で緩和を検討	緩和されたハード基準（※3） ※3：例えば、震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定

森林吸収源対策の継続・強化に向けた間伐等特措法の対応方針（参考3）

現状・課題

- 我が国は、京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成20年に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）を制定し、令和2（2020）年度までに実施される間伐等の森林吸収源対策を推進してきたところ。
- パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標（令和12年（2030）年度に2.0%削減）の達成に向け、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要。
- 人工林の高齢級化に伴って森林吸収量は長期的に減少傾向にあるが、その減少を抑え、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、エリートツリーを活用した再造林を促進し、CO2をより多く吸収する森林に若返らせることが重要。

対応方針

1. 現行法による支援措置の延長

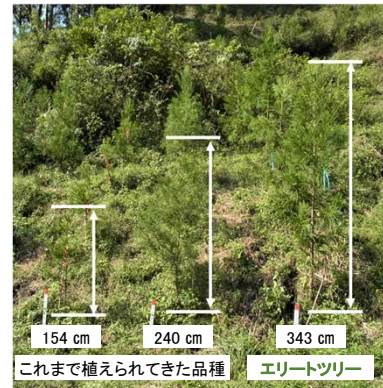
間伐等特措法に基づく以下の支援措置の期限を令和12（2030）年度まで10年間延長。

- ① 間伐、再造林等を促進するための市町村への交付金、地方債の起債の特例等
- ② 成長に優れた苗木（エリートツリー）の母樹（特定母樹）の増殖に係る金融特例等

2. 再造林を促進する措置の創設

成長に優れたエリートツリーの生産が徐々に本格化していることから、自然的社会的条件からみて植栽に適した地域を指定し、こうした地域において植栽を実施しようとする林業事業体等を支援する仕組みを創設。

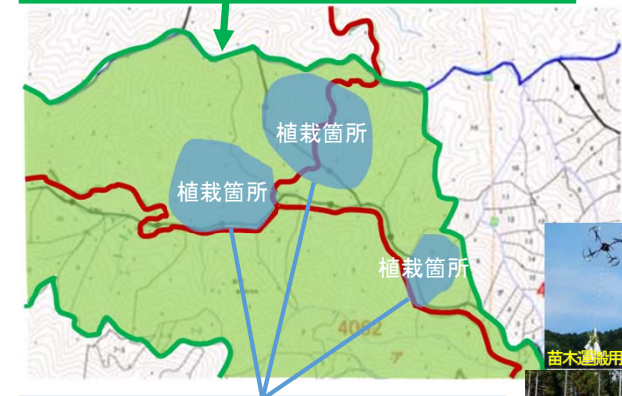
■ エリートツリーの成長（植栽後3年の比較）



＜新たな地域指定と事業計画のイメージ＞

■ 地域の指定

自然的・社会的条件の良い（森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等）森林を一体的に指定。



■ 事業計画

事業計画に基づく金融面での特例措置により、林業機械の導入等による効率的な再造林を支援。



第2回新農林水産省生物多様性戦略検討会 議事概要

I 開催日時 令和2年10月19日（月）14時～17時

II 開催場所 NTTデータ経営研究所（Web会議併用）

III 検討会委員

- 涌井 史郎 東京都市大学 特別教授
- 橋本 禅 東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
- 栗野 美佳子 一般社団法人SusCon 代表理事
- 井村 辰二郎 公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
- 大津 愛梨 O2Farm 6次化担当、NPO法人田舎のヒロインズ理事長
- 大場 あい 毎日新聞 科学環境部 記者
- 岡部 貴美子 国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
- 河口 真理子 不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）
立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任教授
- 菊池 紳 いきもの株式会社 創業者・代表取締役
- 西野 司 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
- 松原 稔 りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
- 森井 茂夫 日本水産株式会社 CSR部 部長

計13名 ●座長、○副座長

IV 資料

- 資料1 議事次第
- 資料2 検討会委員名簿
- 資料3 第2回検討会事務局説明資料
- 参考資料1_愛知目標の達成に向けた取組状況および今後の課題等
- 参考資料2_生物多様性条約第6回国別報告書_関連指標群
- 参考資料3_第1回検討会の議事概要

V 議事次第

1. 開会挨拶
2. 次期戦略の改定方針案と本文案について
 - (1) 本文作成の前提となる論点
 - (2) 次期戦略改定の方向性
 - 全体構成
 - 改定の方向性
 - (3) 次期戦略本文案
 - I. まえがき

II. 現状と課題

III. 2030 ビジョンと基本方針

3. 連絡事項等

4. 閉会挨拶

VI 委員からの意見

議事次第の「2. 次期戦略の改定方針案と本文案について」の
 (1) 本文作成の前提となる論点、(2) 次期戦略改定の方向性、および (3) 次期戦略
 本文案の「I. まえがき」について (資料3の1p～6p、9p～16p)

【I. まえがきの構成と論点の優先順位について】

- ・ 生物多様性における農林水産業の役割よりも、農林水産業を支えている生物多様性や生態系サービスの重要性を先に記載すべき。農林水産業は生物多様性を基盤にしており、農山漁村という場やそこから生み出される生態系サービスがあってこそ農林水産業が成り立つ。(栗野委員、菊池委員、大津委員、岡部委員)
- ・ 消費者に理解してもらうためには、生物多様性に資する農林水産業という産業の重要性をしっかりと伝えた上で、経済やサプライチェーンの話にもっていかないと、農林水産業の生物多様性への影響や関わりが見えづらいと思う。(井村委員)
- ・ II. 課題と対応の「(1) 生物多様性から得られる農林水産業への恵み」の内容をI. はじめの方にに入れてはどうか。(岡部委員)
- ・ 「(1) 本文作成の前提となる論点」で説明された論点(生物多様性に対する理解が浸透していない、その背景に大変な危機的状況がある)をまえがきに記載した方がいい。(大場委員)
- ・ 12p 気候変動について、持続可能な生産によって気候変動の緩和に寄与するということもあるので、そうした双方の関係性を理解できる記載にすべき。(大場委員)

【生物多様性に対する危機感の投影と国家戦略とのすみわけ】

- ・ 生物多様性が崩壊しかねないという切迫感や危機感を記載すべき。(栗野委員、河口委員)
- ・ 生物多様性が崩壊したときに、日本の農林水産業は維持しうるのかという、農林水産業自身のレジリエンスやリスクマネジメントの視点が抜けていると感じる。(栗野委員)
- ・ 日本国内と世界全体では状況が異なると思うが、多くのものを輸入に頼っている日本は、「農林水産業による負の影響で生物多様性が大きく損失しており危機的な状況である」という、欧米の議論でみられる切迫感のあるトーンをもっと考慮すべき。「(2) 農林水産業による生物多様性の正の影響と負の影響」についても同様。(河口委員)
- ・ 今、検討が進められている次期国家戦略との兼ね合いもあると思うが、生物多様性に対する危機感について、国家戦略に任せずに農林水産省としての危機意識をもう少し記載

すべき。(涌井座長)

- ・ 次期国家戦略の研究会は、この検討会のように文言を議論しているのではなく、有識者からの意見を今後の検討材料として聞いている段階であり、どう整合させるかは次のプロセスになる。(橋本副座長)

【その他】

- ・ 生物多様性、生態系サービスというワードでは、一般の方に理解してもらうのは難しいので、送粉サービスが食料生産に不可欠など、農林水産業にとっての生物多様性の重要性を伝えるための具体例が必要。また、農林水産業は国民に供給サービスだけでなく、暮らしに不可欠な多面的機能を提供しているということもきちんと書くべき。(橋本副座長)
- ・ 生態系サービスの重要性は農山漁村というスケール感の話ではなく、もう少し幅広くとらえるべきもの。ポリネーター(花粉媒介者)の減少が大きな問題になり、イギリスの金融機関である HSBC が専門のアセットマネジメント会社を買収したというくらい、農業という巨大ビジネスを支える生物多様性の低下が非常に懸念されており、自分が作業部会に関わっている TNFD においても、しばしば話題に上る。(栗野委員)

【まとめ】

- ・ 農林水産省の生物多様性戦略の役割を整理し、国家戦略との違いを明確に示したうえで書くべき。(涌井座長)
- ・ 国内と世界の生物多様性の情勢に違いがあることで、整理に苦労していると思われる。世界的には、社会変革が必要だということが基本的なメッセージであり、GB05でも8つの領域において大きな移行が必要だと書かれている。他方、全てが日本国内に当てはまるわけではなく、生物多様性の劣化の状況も異なる。

対応としては、まえがきの最初に、世界的な状況を短めに書いて、その後、他方日本国内ではという形で書くと、世界的な危機感は強調できるし、次期国家戦略のトーンとも整合していくと思われる。

本戦略案に抜けているのは、社会変革を明示に書くかどうかというところ。まず、世界の状況があって、今この農林水産省の戦略の改定をしていること。次に、日本における生物多様性と農林水産業の関係がどうあって、その何が危機的なのかということを含めて、今の文章を修文する形で書いていって、リスク管理の必要性も、その後段ぐらいに挿入するという形で修正すれば、皆さんのご意見を反映した文章になると理解した(橋本副座長)。

議事次第の「2. 次期戦略の改定方針案と本文案について」の
(3) 次期戦略本文案の「Ⅱ. 現状と課題」について(資料3の7p、17p～21p)

【構成について】

- ・ 国際的なリーディングカンパニーが重視している視点はきちんと書かれていると思うが、(3)に記載されているの生物多様性や生態系サービスの重要性が冒頭に来るべきだと考える。海外の有識者と農業分野の議論をする際も、産業の基盤としての生態系サービスのサステナビリティから議論を始めることが多い。(菊池委員)

【強調すべき論点や優先課題について】

- ・ (2) 農林水産業による生物多様性の正の影響と負の影響について、日本国内と世界全体では状況が異なると思うが、多くのものを輸入に頼っている日本は、「農林水産業による負の影響で生物多様性が大きく損失しており危機的な状況である」という、より切迫感のある欧米の議論のトーンをもっと考慮すべき。(河口委員)
- ・ 中山間地や奥山などの条件不利地においては、担い手が減少する中で、小規模経営の方々が、兼業で農林水産業を行いながら、生業の中で地域の生物多様性ととともに暮らし、正の影響をもたらしている。このことを大事にした方がいい。(涌井座長、大津委員)
- ・ 農薬の使用量については、欧米では政府だけでなく農薬会社ですら削減を基本的に減らすという発言をしている。“適切な使用”よりも踏み込んだメッセージが必要。(河口委員)
- ・ 気候変動と生物多様性は表裏一体の関係であるため、2つは不可分な問題であり、この戦略では生物多様性サイドから考察をするというニュアンスにすべき。(河口委員)
- ・ 気候変動による気象災害が激甚化する中で、農山漁村が健康であることが国土保全や減災・防災に貢献しているという役割を強調すべき。(涌井委員)
- ・ 共通認識の醸成は重要だが、それだけに偏り過ぎず、農家が肥料や農薬を減らすメリットを示すことで動機付けを明確にするなど、各主体の“参加のデザイン”を設計することも課題であり、書くべきポイントである。(菊池委員)
- ・ 環境配慮をやるメリットよりやらないデメリットを強調すべき。(河口委員)
- ・ TEEB のデータなど、現状に関するデータを可能な限り示すべき。(栗野委員)
- ・ 生物多様性に負の影響を与える可能性のある政策や負の影響を回避するための政策について、既存の政策の洗い出しや取り組むべき課題を記載する必要がある。(栗野委員)
- ・ 一番優先すべきは農村の現場。人口減少や高齢化から生じる課題をカバーする方法を、現場の視点からバックキャストिंगして示すべき。(大津委員)
- ・ 生産者は消費者から求められるものを作る。消費者の行動変容にとって重要な“食育”を記載して欲しい。また生産現場での地道な取組も取り上げて欲しい。(西野委員)

【その他】

- ・ 品種改良により、日本ではコメの多様性が増えている一方で、世界的には品種の画一化が進んでいるなど、具体例を示すと読み手に伝わりやすい。(橋本副座長)
- ・ 不適切な養殖、不適切な農薬・肥料の使用という表現については、何がどう不適切なのかという内容が分かるようにして欲しい。(森井委員、井村委員)

- ・（２）農林水産業による生物多様性の正の影響と負の影響について、食品ロス削減は消費行動の問題であって、農林水産業の負の影響ではないと思うので、記載箇所の変更など、タイトルとの整合性を取るべき。（岡部委員）
- ・ 食料・農業・農村基本計画では、大規模企業経営とともに、地域を支えている家族的な経営も両方支えていくと書かれている。生物多様性により大きな影響があるのは川上である中山間地域であると考えられるが、農薬や肥料の使い方については、大規模経営の方がコスト削減の観点から、効率化や付加価値化が進んでいると感じる。（井村委員）

【まとめ】

- ・ 課題と基本方針を対応させながら、今の文言を修正していく方向でよい。頂いた意見の内容はほぼ文章に記載されていると考えており、強調すべき点を追加したり、分かりやすくしたりすることで対応できると考えられる。（橋本副座長）
- ・ 委員の意見を整理し、現状と課題を分析して修文する。また、具体例をコラム形式で記載したり、絵を用いたりして、読みやすく可視化する。（涌井座長）

議事次第の「２．次期戦略の改定方針案と本文案について」の
（３）次期戦略本文案の「Ⅲ．2030 ビジョンと基本方針」について（資料３の 8p、22p～24p）

【2030 ビジョンについて】

- ・ 「農林水産省環境政策の基本方針」と同じに見えるので、より生物多様性を感じられる記載になるようにして欲しい。（井村委員）
- ・ 基本方針からビジョンにつながる関係性や 2030 年までに達成すべき状態が不明確。（栗野委員）
- ・ 国土が生物多様性を生み出し、適地が農山漁村になっている。自然と共生する知恵を再認識し、日本の国土を守って恵みを得られるようにするというような表現が良い。（河口委員）
- ・ 農家現場の立場としては、せっかく農林水産省のビジョンなので、「農林水産業者が日本や世界の生物多様性の保全や回復に貢献できて、それを当たり前のことにできる社会」というふうにしたい。農林水産業の現場の人たちは、世界規模の環境に貢献したいと願っているが、労働力の低下、少子高齢化、経済性などもあり行動に移すのが難しいので、自分たちを勇気づけてくれるようなビジョンであって欲しい。（大津委員、涌井座長）

【基本方針において強調すべき論点や優先課題について】

（金融の役割）

- ・ 世界の金融機関の間では生物多様性の損失は臨界点を超過していると認識されており、金融からグリーンリカバリーやグリーン化をしていく動きが進んでいる。こうした観点から、環境と経済の好循環の実現において、サプライチェーンにおける金融の果たす役割は

とても大きい（基本方針②、⑥）。（松原委員）

- ・ 7月から TNFD（生物多様性版 TCFD）という枠組がスタートしており、COP15でタスクフォースを設立するという話がある。自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響をどのように評価して、どのように参画をしていくかということが重要。（松原委員）
- ・ 地銀や信金などの地方金融機関が事業を持続的に行うためにローカリティを明確にしていくという認識が浸透してきており、生物多様性に関する金融サービスも出てきている。金融機関の機能や役割を記述することが大事。（涌井座長）

（都市農業や農業の体験の役割）

- ・ 都市農業や農業の体験の役割についても記載して欲しい。少しでも自分で作れば、感謝の気持ちや色々な気付きも生まれると思う。（河口委員）
- ・ 2022年に生産緑地法のモラトリアムが解ける。後継の制度はできており特定生産緑地という形で移行しつつある。都市農業振興基本法もあるので、都市農地については記載可能。特に日本は都市内に農地が比較的多く残っている。食料供給だけでなく学びや交流の場を提供するということで世界的にも注目されている。（涌井座長、橋本副座長）
- ・ 自分で生産してみると、天敵や送粉といった生態系サービスに気づき、地方の担い手が生物多様性を保全してくれているからこそ、都市でもそれを利用できると分かると思う。そうしたこともうまく記述して欲しい。（岡部委員）

（食に限定しない記載をする）

- ・ 「2. 基本方針（2）サプライチェーン全体で取り組む」のところで、“食に関する”となっているので、“食に関する環境問題、森林減少問題”として欲しい。世界の人口の食の需要を満たしつつ森林を保全する難しさが明らかになってきており、森林は生物多様性で扱われることが通常。TNFD の議論でも森林は確実に入ってくる。（栗野委員）
- ・ 農業だけでなく、林業、水産業もカバーできるか書きぶりをする。（涌井座長）

（コロナ禍の受け止め方）

- ・ ワークーションやリモートワークにより農村に新たに人が来ることはメリットもあるがデメリットもある。ウイルスを持ち込まれる可能性だけでなく、農村文化やルールを尊重せず、農林漁業者が維持してきた自然の恵みを享受するだけの人たちが入ってくることになりかねない。グリーンツーリズムについても同じことが言える。生物多様性を保全するためのコミットが当たり前になって欲しいし、そうしたことも含められると良い。（大津委員）
- ・ まだコロナ禍の真ただ中であり、2030ビジョンに結び付けるのは難しいが、農山漁村がこの状況をどう受け止めていくのかと言うことは考えておいた方がいい。（涌井座長）

(その他)

- ・ モザイク状の農林水産空間では災害と恵みが背中合わせにある。このような国土においては、専業や兼業など多様な生産形態を寛容に維持し、それぞれが必要な役割を果たしていくことがレジリエンスな社会のために大切だということを記載して欲しい。(涌井座長)
- ・ スマート農業についても書いて欲しい。(涌井委員)
- ・ 今の日本人の生活が国産だけでは成り立たず、海外の産物に依存していることから、日本人の消費生活や行動が熱帯雨林の減少などのグローバルな課題と関係しているということをもう少し書き込んで欲しい。(二村委員)
- ・ “消費者の理解を促進する”というのは受け身に感じる。消費者も重要なキープレイヤーとして参加してもらう必要があるため、そういう位置づけをする書きぶりにすべき。(二村委員)
- ・ この戦略として、SDGs の17の課題など、環境を超えた地域規模課題に貢献することも含めるのかを明確にしてはどうか。(大場委員)
- ・ この戦略を達成するために、私たち農業者や、林業者、水産業者が何をすべきか、どう変わっていく必要があるのかを具体的に書いて欲しい。(井村委員)
- ・ 生物多様性や生態系サービスに対して、管理や増大という用語はなじまないため、保全、修復、改善等にすべき。(岡部委員)

本日のまとめと今後の進め方

- ・ 必要な情報は満遍なくたたき台の中に入っていると思うので、生物多様性という観点に立ってもう一度編集していくことが大事。(涌井座長)
- ・ 農水省として、国家戦略との役割の違いを踏まえて、優先課題をどうするのかを検討しながら修文する。(涌井座長)
- ・ 文章がきれいにまとまり過ぎていて論点が分かりづらいということや、全体的に抑制的すぎるのでもう少しリスクを明示的に記載すべきということを指摘として頂いた。本日頂いた意見について、各委員とも専門分野があり知見もあると思うので、参照すべきデータや資料を挙げていただき、皆さんと一緒に作り上げていくというプロセスを持つと良いと思う。また、基本方針と現状と課題の対応関係を整理する必要がある。委員から頂いたコメントはおおむね文案に入っているので、タイトルとの整合性をとり、強調すべき点や具体的なデータを追記したりすれば良いかと思う。ビジョンについては今の34文字以内に入れて欲しいものを挙げてもらえると材料にできる。進め方も含めて委員からもご示唆いただきたい。(橋本副座長)
- ・ 修文について、委員からも具体的な提案があるとありがたいので意見をいただきたい。(涌井座長)